

県立学校版

新型コロナウイルス感染症Q&A

- Q 1 新型コロナウイルス感染症対策における県教育委員会の体制及び役割分担
- Q 2 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策体制
- Q 3 児童生徒及び教職員に対する感染拡大防止のための対策
- Q 4 感染症患者等に対する偏見や差別への対応
- Q 5 海外から帰国した児童生徒への対応
- Q 6 緊急事態宣言対象区域等から移動してきた児童生徒への対応
- Q 7 サーベイランス等の具体的な内容
- Q 8 出席停止措置及び臨時休業措置（資料3）
- Q 9 修学旅行等の実施について（資料6保護者宛て確認依頼 資料7対応の報告）
- Q 10 各種大会・行事等への参加及び開催
- Q 11 新型コロナワクチンと学校教育活動について
- Q 12 寄宿舍等について
- Q 13 臨時休業と入試等の教育関係行事が重なった場合の対応
- Q 14 臨時休業中の教職員の業務体制（資料8臨時休業中の教職員の業務体制例）
- Q 15 臨時休業中の自宅学習の内容
- Q 16 臨時休業が長引いた場合の対応
- Q 17 緊急事態宣言対象区域への出張等について

資料 参照：各種様式、用語解説

【別紙1】 校舎内の清掃・消毒について

【別紙2】 新型コロナウイルス感染症にかかる登校の取り扱い

【別紙3】 学校等欠席者・感染症情報システムへの入力について

令和4年4月11日

青森県教育委員会

県立学校版 新型コロナウイルス感染症 Q & A

Q 1 新型コロナウイルス感染症対策における県教育委員会の体制及び役割分担

A 1

内 容	対応課
・市町村教育委員会や学校等からの相談、問い合わせに応ずるための「感染症相談窓口」の設置	スポーツ健康課
・教職員の勤務体制及び服務	教職員課
・各学校及び教育機関等における感染予防対策、健康指導	スポーツ健康課
・学校の臨時休業期間中における教育活動の支援	学校教育課
・入学試験(高校、大学)、各種学校行事等(修学旅行等を含む)の対応	学校教育課
・運動部活動及びスポーツに関する行事等の対応	スポーツ健康課

Q 2 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策体制

A 2 新型コロナウイルス感染症対策は、危機管理の視点での取組が重要となる。学校は、国内外において、新型コロナウイルス感染症が発生し、又はその疑いがある場合にその状況を的確に把握し、児童生徒の安全を確保するため緊急かつ総合的な対応に備え、危機管理体制を定めることが必要である。

(例) 県立〇〇学校新型コロナウイルス感染症対策本部設置要項

1 目的

「県立〇〇学校新型コロナウイルス感染症対策本部 (以下「対策本部」という。) は、新型コロナウイルス感染症による健康被害を最小限にとどめるため、臨時休業となった場合の対応を整備するなどの対策を協議・決定するために開催する。

2 構成

本部長 校長

副本部長 教頭、事務長

本部員 教職員 ※必要に応じて学校医、学校歯科医、PTA会長等の意見を求める。

3 会議

会議は、本部長(校長)が招集し、開催する。

本部長が実務できないときは、副本部長が職務代理を行う。また、必要に応じ、学校医、学校歯科医、PTA会長等の出席を求め、専門的な意見を聴取し、新型コロナウイルス感染症対策に係る重要事項について協議・決定することとする。

4 協議事項

情報収集及び周知、サーベイランス、感染拡大防止策の強化

行事・部活動等への対応、臨時休業措置への対応(学習、生活指導、連絡体制)

学校再開への対応 等

Q 3 児童生徒及び教職員に対する感染拡大防止のための対策

A 3 感染症予防及び感染拡大防止のため次のような対策が必要である。

- 児童生徒、保護者、教職員へ新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報の提供
(参考ホームページ)

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

青森県庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/wuhan-novel-coronavirus2020.html>

国立感染症研究所ホームページ

新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

日本赤十字社ホームページ(新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!)

http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html

- 登校直後、外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに石けんで手を洗う。洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かす。

特に、公共交通機関を利用する場合には、降車後又は学校到着後、速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らないなど接触感染対策を十分に行う。

- 身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきと考えられるが、マスクの着用・不要についての判断は、熱中症への対応を優先し、各地域の気候や教室の環境、児童生徒の活動の態様や体質により柔軟に対応すること。また、温度や湿度が高い時期の登下校中においては、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すこと。

なお、マスクを着用しない場合は、発声しない等の授業内容の工夫を行うこと。

【参考】学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

(文部科学省令和2年5月21日付け事務連絡)

熱中症事故の防止について(文部科学省令和3年4月30日付け事務連絡)

- 3つの「咳エチケット」の徹底と正しいマスクの付け方

● 3つの咳エチケット

- ①マスクを着用する、②咳・くしゃみの際はティッシュ等で口・鼻を覆う、③とっさの時は袖の内側などで口と鼻を覆う

● 正しいマスクの付け方

- ①鼻と口の両方を確実に覆う、②ゴムひもを耳にかける、③隙間がないよう鼻まで覆う

● 咳やくしゃみが出るときは、他の人から顔をそむけましょう。

● 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにフタ付きの専用のゴミ箱に捨てましょう。

● 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

○ 換気の徹底

ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうることから、換気が不十分であったり、混雑した室内では、感染が拡大するリスクがあることが知られている。

適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気を目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測し、1500ppm以下となるよう換気を行う。

○ 校内の環境衛生の保持（ドアや蛇口など、接触機会の多い箇所の消毒等）

清掃・消毒については、【別紙1】により行う。また、消毒作業は、地域の感染レベルに応じて行うこととする。

ただし、大勢がよく触れる箇所の消毒については、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、省略することも可能。過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要。

なお、感染症患者が出た場合の消毒について、必ずしも専門業者を入れての消毒は不要

とされている。保健所より消毒の範囲等の指示を受ける。その場合の消毒用資材（消毒剤・防護ガウン・手袋・フェイスシールド等）はスポーツ健康課で準備する。

○ 不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出の自粛

○ 感染の機会を少なくするための対応（校内における集会・会議等の自粛）

⇒密閉・密集・密接のそれぞれの密を避けられるよう工夫する。このほか、共同で使う物品は消毒等を行う。

＜儀式的行事等の開催方式の工夫の例＞

・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること。（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付など）

・ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催（参加者の一部は別会場にて、ウェブ会議システム等で双方向のやりとりを行ったり、式の様子を視聴したりするなど）

・参加人数を抑えること。（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）

○ 感染リスクが高まる場面とされている食事の場面について、児童生徒や教職員が同じ部屋で給食（弁当）をとる場合は注意が必要である。食事の際は、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫する。また、食事後の歓談時には必ずマスクを着用する。

なお、同じ部活動等に所属する児童生徒が食事する際なども含め、部活動等の内外を問わず感染症対策を徹底するよう指導する。

○ 給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮する。

- 部活動の実施に当たっては、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じ、感染リスクの高い活動を一時的に制限することもあり得る。
- 職員室等においても教室等と同様の感染症対策を実施することとし、特に飲食を伴う場面での感染症対策の徹底を行う。
- 感染経路の不明な感染者患者数が増加している地域では、休日において不要不急の外出を抑えるほか、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を抑える、家族ぐるみの交流による接触を抑えるなど、保護者の理解と協力を得る。

Q 4 感染者患者等に対する偏見や差別への対応 (新設)

- A 4 感染者患者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療に当たる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族、新型コロナワクチンの接種を受けていない人あるいは受けた人等であることによって偏見や差別につながるような行為が行われることは、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。

Q 5 海外から帰国した児童生徒への対応

- A 5 各国・地域の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、「入国後の自宅待機期間の変更」等が示されています。

※指定国・地域は、随時、変更されています。具体的な指定国・地域は、以下のサイトを御参照ください。

(外務省HP「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

(厚生労働省HP「検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について」)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

Q 6 緊急事態宣言対象区域等から移動してきた児童生徒への対応

※緊急事態宣言対象区域等：緊急事態宣言対象区域及びまん延防止等重点措置対象区域

- A 6 感染拡大防止の観点から、緊急事態宣言対象区域等から移動してきた場合には、校長は、当該児童生徒に対して不要不急の外出を自粛するよう指示することができる。また、その間、自宅での健康観察の徹底を図るよう併せて指導すること。

Q7 サーベイランス等の具体的な内容

※サーベイランスとは健康状態の監視のことをいう。

A7 児童生徒及び教職員のサーベイランス等として、次のような内容を行う。

- 児童生徒、教職員は家庭にて検温を行う等、毎日、健康状態を確認する。
- 家庭での健康観察(資料1健康観察票)で、発熱かつ呼吸器症状、長引く倦怠感等の症状のほか、平時と異なる軽微な症状(鼻水、咽頭痛、味・臭いがわかりにくい等)があれば、登校せず、症状が軽快するまで1日程度(ただし、地域の感染レベルが2、3の場合は、症状がなくなってから48時間経過するまで)、自宅にて療養する。なお、休養後も軽微な症状が回復しない場合や息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状がある場合は、「かかりつけ医」又は「県コールセンター」に連絡し受診方法等について指示を受ける。

また、新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある場合や新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ(COCoA)で陽性者との接触確認が通知された場合は、「受診・相談センター」に電話等で連絡相談すること。

- 学校は、児童生徒・教職員本人及び家族の健康状態(発熱や呼吸器症状等の有無)を確認し、適宜まとめる(陽性が判明した場合、健康状態を県教育委員会に報告していただく場合がある。)
- 「学校等欠席者・感染症情報システム(以下「システム」という。)」に、児童生徒及び教職員の陽性判明、濃厚接触等の状況について毎日入力を行う。(システムへの入力については、別紙3参照)
- 登校後に疑わしい症状が確認された場合、再度健康状態をチェックし、状況に応じP16~17を参考に対応する。

発熱など症状がある場合の受診方法について

相談・受診の流れ

□かかりつけ医がいる場合→かかりつけ医へ

※かかりつけ医が、県で指定した新型コロナウイルス感染症の診療・検査に対応できない場合は、かかりつけ医が、対応可能な医療機関を案内

□かかりつけ医がいない、相談先がわからない場合→県コールセンターへ

◆県コールセンター(新型コロナウイルス感染症コールセンター)

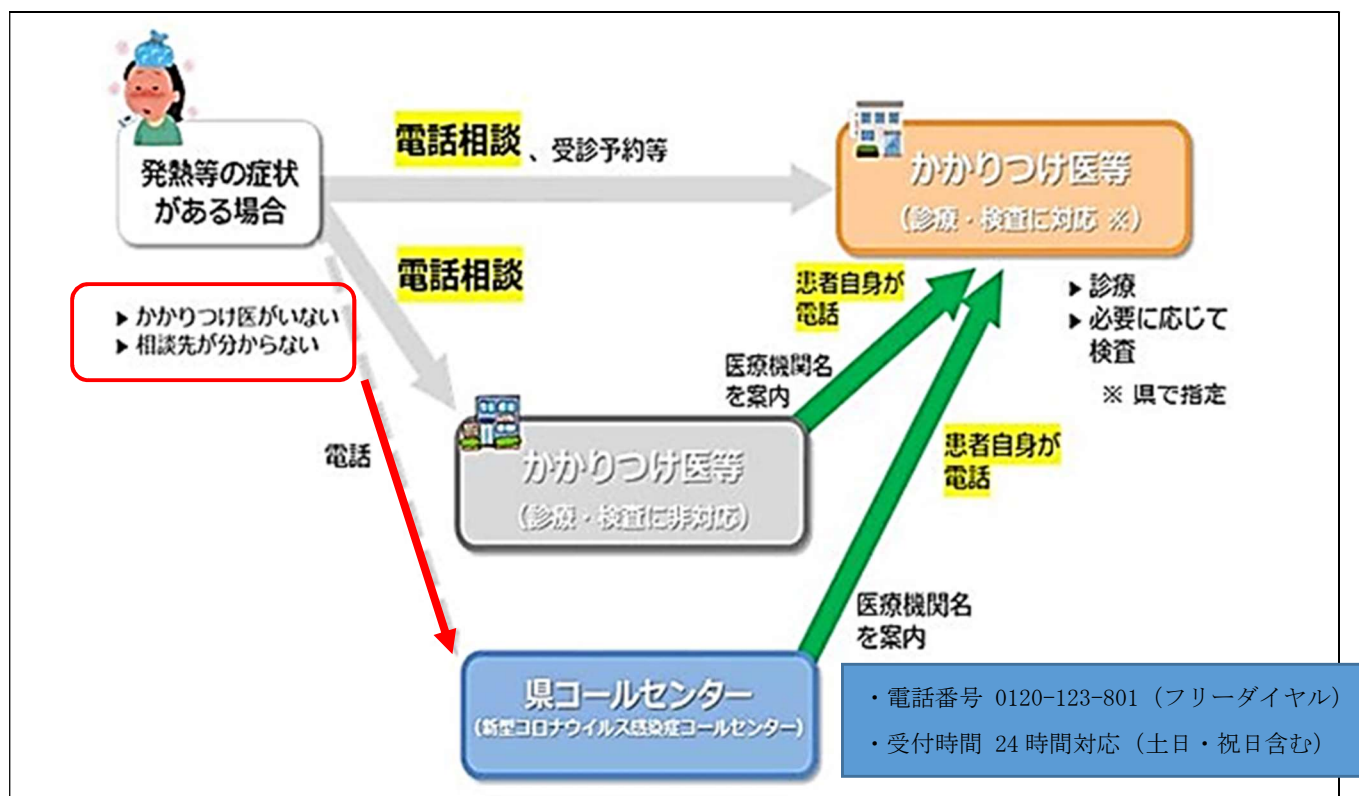
新型コロナウイルス感染症に関する感染症の特徴や予防方法などの一般的な相談や問合せの受付、受診先が分からない方へ医療機関を案内するコールセンターを設置しています。お気軽に御連絡ください。

- ・電話番号 0120-123-801(フリーダイヤル)
- ・受付時間 24時間対応(土日・祝日含む)

□診療・検査医療機関

県のホームページでは、県から指定を受けた一部の医療機関を紹介しています。発熱などの症状がある場合、まずは電話相談の上、医療機関を受診してください（各医療機関の対応内容等は、電話お問合せ時に御確認ください。）。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/shinryoukensa-iryoukika-list.htm>



□受診・相談センター

以下の内容に該当する場合、各保健所に設置している「受診・相談センター」（P 17 参照）へ御連絡ください。

- 新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある方
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）で陽性者と接触確認が通知された方

○抗原定性検査（抗原簡易キット）の活用について

抗原簡易キットは抗原定性検査を簡易かつ迅速に実施するものであり、その特性として、結果をその場で得られること、特に有症状者に対して適切に使用した場合に有用とされています。文部科学省から配布され学校に備え付けている検査キットは、教職員自身が使用することを基本的に想定しています。児童生徒が登校後に体調不良をきたした場合は、保護者に連絡の上速やかに帰宅させ医療機関を受診させることが原則ですので、引き続きこの対応を徹底してください。その上で、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により直ちには医療機関を受診できない場合に限るなど、補完的な対応として、小学4年生以上の児童生徒自身が検査キットを使用することは考えられます。（衛生管理マニュアル ver. 7 より一部引用）

使用については、学校医等と相談の上、感染症対策を適切に行った上で実施してください。

Q 8 出席停止措置及び臨時休業措置

A 8 出席停止措置及び臨時休業措置は、状況に応じ以下のように対応する。

本措置は、令和4年4月11日時点の県教育委員会の方針であるため、今後、臨時休業の期間等について、変更となる場合がある。

○ 出席停止措置

(1) 出席停止措置の実施

学校長は、児童生徒又は教職員が次のいずれかに該当する場合、速やかに出席停止等の措置をとり、システムに入力する。

なお、教職員の場合は出勤自粛（出勤困難休暇）となる。ただし、下記⑥の「接触者」に該当する場合は在宅勤務を実施できることとしている。

- ① 児童生徒又は教職員の陽性が判明した場合
- ② 児童生徒又は教職員が抗原検査（簡易）を受け、陽性と判定された場合
※抗原検査（簡易）で陽性の場合は、PCR 検査にて確定診断を行う、又は保健所からみなし陽性と認定された場合
- ③ 児童生徒又は教職員が発熱や咳等の症状がみられる場合
- ④ 児童生徒又は教職員の同居者等の陽性が判明し、当人が濃厚接触者として特定された場合
- ⑤ （地域の感染レベルが2や3の場合）同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合
- ⑥ 濃厚接触者に特定されない場合でも、学校で陽性判明者と接触（陽性判明者の感染可能期間（発症2日前～）に接触）があった者のうち、以下の「接触者」に当たる場合
「接触者」・マスクを着用していても手の届く距離で15分以上会話をした者
・会話を伴って一緒に食事をした者
・マスクを着用していても呼気が荒くなるような運動を共にした者
・その他、仲の良い友人等、普段から比較的近い距離で接している者
- ⑦ その他、保護者等から不安で休ませたい旨相談があった場合で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など合理的な理由があると校長が判断する場合

なお、上記①、②の場合は、スポーツ健康課へ電話による一報の後、資料3「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止措置状況等連絡票」によりスポーツ健康課へ報告するとともに、システムに入力する。

また、上記①、②の場合は、様式1又は様式2についても速やかに提出する。
※④、⑥の場合で、有症状の場合や検査対象となった場合、資料3を提出する。

出席停止	電話による 1 報	資料 3	様式 1 様式 2	備考
①、②	○	○	○	○：要 △：本人が有症状又は検査を実施する 場合は提出 ×：不要 ⑥の場合は接触者リスト資料 9 を提出
③	×	×	×	
④、⑥	△	△	×	
⑤	×	×	×	
⑦	×	×	×	

【陽性判明者・接触者の出席停止】

陽性が判明した児童生徒については、症状が出現した日又は陽性判明にいたる検体採取日から 10 日間（*）経過した場合、登校が可能となる場合もある。

（* 流行株によって待機期間等が変更となる場合があります。）

（2）出席停止の期間

学校長は、陽性が判明した者については、治癒するまで、濃厚接触者に特定される等感染の疑いがある者については、医師等により感染のおそれがないと認められるまで出席停止とし、出席停止とした児童生徒の健康状態を定期的に確認する。

なお、保健所による積極的疫学調査が実施されない場合においては、スポーツ健康課に連絡し、学校内での活動状況を伝え、接触者に該当する児童生徒・教職員の有無を確認した上で、該当する者を原則 7 日間の出席停止（在宅勤務）とし、資料 9 接触者リストをスポーツ健康課に提出する。

◇ 接触者の出席停止の基準

陽性判明者と最後に接触のあった日の翌日から起算して 7 日間とする。

例）4 月 1 日が接触した最後の日→4 月 2 日から 7 日間出席停止

4 月 9 日から登校可となる。

		1 最後に接触 があった日	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
出席停止		登校可能				

【補足】

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒については、主治医や学校医・医療的ケア指導医に対応方法を相談の上、その指示に従うこと。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。

（3）出席停止の通知

学校長は、出席停止とした児童生徒の保護者に対し、出席停止としたことを通知するとともに、児童生徒の外出の自粛など出席停止中に家庭で留意すべき事項について指導する。

(4) 陽性判明時の保護者等への情報提供

学校において陽性者が判明した場合、また、学校の臨時休業を行う場合、保護者等へ情報提供する

なお、校内における接触者等がいなくても、適切な健康観察を促すことを目的とし情報提供を行う。

① 陽性者が判明した学級等への情報提供

陽性者が判明した学級等に係る保護者等へは、適切な健康観察を促すことと学級等の運営状況に関する説明という観点から、以下のような情報を提供することが考えられる。

- ・ 陽性判明者の発生状況（確認された陽性判明者数、陽性判明者の登校状況等）
- ・ 臨時休業の実施予定
- ・ 臨時休業時の学習支援の方針 等

② 陽性者が判明していない学級や学年等への情報提供

陽性者が判明していない学級や学年等に係る保護者等に対しても、学校の運営状況に関する説明という観点から、個人情報の保護、差別や偏見等の防止の観点に留意しつつ、①に準じて情報を提供することが考えられる。

(5) 出席停止の報告

学校長は、出席停止とした児童生徒についてはシステムに入力し、学校保健安全法施行令第7条に基づく報告書（いわゆる月報）を作成（「PDF 作成」をクリック）する。

○ 臨時休業措置

(1) 臨時休業措置の実施

学校の設置者（県教育委員会）は、児童生徒・教職員に陽性が判明した場合の臨時休業について、以下のような事項を考慮して検討し、感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業措置を学校長へ指示する。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の陽性が判明した場合
- ②陽性が判明した者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の陽性者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者が必要と判断した場合

※保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段③を考慮する必要はない。

○学級閉鎖の期間としては、5日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況
児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年
閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校
全体の臨時休業を実施する。

学校長は、システムにより、スポーツ健康課へ措置対象（学年や学級などの所属を含
めた対象人数等）を報告する。

（２）臨時休業期間中における児童生徒及び保護者への対応

学校長は、児童生徒の保護者に対し、臨時休業の理由を通知する。

また、児童生徒に対し、臨時休業期間中の不要不急の外出、児童生徒同士の接触を
慎むなど、臨時休業期間中の過ごし方について指導するとともに、児童生徒の保護者
に対し、前述の内容等、家庭で留意すべき事項について確実に伝えるとともに、児童
生徒の監督者の確保等、保護者の追加的な負担に留意し、保護者の負担を極力軽減で
きるような方法を検討する。資料５

（３）臨時休業期間中に各学校で対応すべき事項

学校長は、臨時休業期間中における児童生徒及び教職員の健康状態の把握に努める。

学校長は、臨時休業期間中に新たに新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場
合には、スポーツ健康課へ電話による一報の後、資料３「新型コロナウイルス感染症
に係る出席停止措置状況等連絡票」によりスポーツ健康課へ報告する。

臨時休業の措置をとった場合は、校舎の机・イス・出入り口のドア等、陽性判明者
の触れた箇所について消毒を行う。なお、症状のない濃厚接触者が触った物品等につ
いては、消毒は不要とされている。

（４）臨時休業期間中の教育活動の実施

児童生徒に対して、臨時休業期間中の自宅学習の進め方について可能な範囲で指導す
る。

臨時休業中の教育は自学自習を基本とし、必要に応じて自宅へ教材を郵送、ファック
ス、メール等の利用やＩＣＴを活用した学習支援により指導する。また、各学校に電
話相談窓口を設置するなどの方法により、教育機会の確保に努める。

（５）臨時休業措置の解除

学校長は、臨時休業中の児童生徒等の健康状態を定期的に確認するとともに、県教
育委員会に報告し、県教育委員会は県健康福祉部に相談の上、臨時休業措置の解除が
適当であると判断した段階で臨時休業措置を解除する。

Q 9 修学旅行等の実施について

A 9 児童生徒が安全で安心して修学旅行等が実施できるよう次の点に留意する。

- 新型コロナウイルス感染症発生に伴う修学旅行等の対応について、事前に保護者の確認を得る。資料 6
- 修学旅行等の実施前に校内において、新型コロナウイルス感染症の感染等が認められた場合、新型コロナウイルス感染症の関係情報及び以下に掲げる児童生徒の健康状態を踏まえた上で、「児童生徒の参加の見合わせ」、「修学旅行の延期又は中止」等の対応について、校内で保護者の代表や学校医等を交え十分検討し、その結果を県教育委員会に報告する。資料 7

参加の見合わせ等を検討すべき児童生徒の健康状態等の例

- ・ 新型コロナウイルス感染症又は疑いと診断され、出席停止及び学校閉鎖の措置期間である場合
- ・ 児童生徒の家庭内等で新型コロナウイルス感染症と診断され、濃厚接触者として特定され、PCR検査の結果陰性であっても、保健所から指示された待機期間を経過していない場合や出発時に、発熱や呼吸器症状等が認められた場合
- ・ 当該学年において、学級閉鎖又は学年閉鎖を実施するような状況にある場合

【参考】「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」について（一般財団法人日本旅行業協会）

- 修学旅行の実施については、有意義な教育活動であることから、感染状況等を踏まえ、引き続き、感染防止策の確実な実施や保護者などの御理解・御協力を前提に、実施に向けて検討する。（令和3年4月1日付け文部科学省事務連絡）
- 海外への修学旅行等については、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、外務省の海外安全情報、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての防疫体制の強化等の状況を十分に踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で、慎重に検討する。
- 海外渡航中に児童生徒や教職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合（疑いを含む。）には、直ちに、学校を通じてスポーツ健康課に報告する。
 - ・ 外務省の渡航先の情報の収集
外務省（海外安全ホームページ）
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html
 - ・ 渡航中の感染予防
 - ・ 医療機関の情報把握 等

- 児童生徒の安全の確保を第一義に考え、国内及び海外の新型コロナウイルス感染症の感染の状況により、「修学旅行の延期又は中止」等の対応について、校内で保護者の代表や学校医等を交え十分検討する。

なお、必要に応じて、青森県教育委員会新興及び再興感染症対策会議において検討し、教育長から対応等について指示する場合もある。

Q 1 0 各種大会・行事等への参加及び開催（運動部・文化部・その他の活動）

- A 1 0 校内で発生し、臨時休業等の措置を講じ検査結果が判明せず、接触者等の特定が行われていない場合は原則として参加及び開催しないものとする。

（接触者等の特定が済んでいる場合、保健所の指示の下、対象児童生徒以外の参加は可能。）

また、臨時休業等の措置を講じていない場合でも、地域の感染状況を考慮した上で、各部活動等の意義や目的に照らし、各種大会・行事等への参加及び開催の必要性を判断するものとする。

地域の感染状況がレベル2以降の感染拡大防止対策については、その都度通知する。

各種大会・行事等に参加及び開催する場合は、会場への移動時や会場での更衣室の利用時など、大会・行事等における活動以外の場面も含め、学校として責任を持って、児童生徒・教員等の感染防止対策を講じることとする。

【参考】

「部活動実施上の留意事項について」（令和3年11月12日付け青教ス第904号）

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

Q 1 1 新型コロナワクチンと学校教育活動について

- A 1 1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」という。）は、新型コロナウイルス感染症の重症化予防・発症予防等を目的として、接種が行われています。ワクチンを接種することで発症だけでなく感染を予防する効果も示唆するデータが報告されているが、その効果は100%ではないため、引き続き、基本的な感染予防対策は継続する。

また、ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることがないよう、さらに、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めること。

一方、学校教育活動においても、医療機関等の学校外において実習を行う場合など、児童生徒等のワクチン接種歴を把握する必要がある場合には、①情報を把握する目的を明確にする、②本人や保護者の同意を得る、③他の児童生徒等に知られることのないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに十分に留意して把握するようにすること。その他、健康診断に伴う保健調査等としてワクチンの接種歴を学校が把握する場合も考えられるが、そのような場合にも同様に個人情報としての取扱いに十分に留意する。

【注意】 ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和３年１１月１９日新型コロナウイルス感染症対策本部）において、学校等の活動については、ワクチン・検査パッケージは適用しないこととされています。（ワクチン・検査パッケージとは、飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される様々な行動制限を緩和するもの。）

Q 1 2 寄宿舍等について

A 1 2 寄宿舍を利用している児童生徒が感染症患者、濃厚接触者等（Ａ８に記載する「接触者」に該当する者を含む。）、発熱や体調不良となった場合、自宅療養となった感染症患者は、可能であれば自宅に帰ることを検討する。それが困難な場合は、居室（基本的に個室）に隔離する。

また、濃厚接触者等、発熱や体調不良がある者は居室内（可能なら個室）に隔離する。

寄宿舍を利用している児童生徒については、出席停止措置又は臨時休業措置が講じられる場合は、原則として、保護者等に連絡し、家庭に戻すこととする。

また、登校前の健康観察についても、学校に協力し確実にを行うこととする。

Q 1 3 臨時休業と入試等の教育関係行事が重なった場合の対応

A 1 3 臨時休業が高校入試、大学入試など県内の児童生徒の大多数が参加する行事と重なった場合は、国の方針等を踏まえ、県教育長が個別に対応方針を決定する。

Q 1 4 臨時休業中の教職員の業務体制

A 1 4 資料８「臨時休業中の教職員の業務体制（例）」を参考に、学校の実情に合わせて役割分担等の業務体制を整備することが必要である。

なお、服務については、教職員課の通知を参考にすること。

Q 1 5 臨時休業中の自宅学習の内容

A 1 5 自宅学習は、児童生徒が置かれた環境に左右されない均一の学習が行えることを基本に、教科書、副教材等を中心とした学習内容とする。

（例）

学習の手だて	活用の方法	備考
教科書 副教材（学習ノート、問題集）	・授業の進度に合わせ、学習しておくべき教科書、問題集等のページ等を自宅学習の課題とする。	1 児童生徒に示す学習課題一覧表を作成する。 2 学習課題一覧表に基づき児

学校図書	・推薦図書のリストを作成し、臨時休業前に児童生徒に貸し出す。	児童生徒に学習計画を立てさせ、それに基づき学習させる。
自主学習の推奨	・課題の外に、調べ学習、既習内容の復習、授業再開に向けた予習等について、各自が自主的に取り組めるよう教材等の情報を提供する。	3 課題の内容は、新型コロナウイルス感染症流行中でも自宅で学習が可能な内容とする。
I C Tを活用した学習支援	・県が導入したI C T学習支援サービスの活用 ・テレビ会議システムを活用した同時双方向型の学習支援 ・動画配信サイト等を活用した授業動画の配信	I C Tを活用した学習支援を受けることができない環境にある児童生徒に端末の貸与や登校による指導等、支援について配慮する。

- 特別支援学校においては、県立中・高等学校に準ずることとするが、必要に応じて個別の指導計画に沿った学習が行われるよう、適切な学習課題を家庭に示すことが必要である。

Q 1 6 臨時休業が長引いた場合の対応

- A 1 6 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、臨時休業が長期にわたった場合は、発生した時期等にもよるが、夏季休業、冬季休業等を振り替えることなどが予想される。具体的な対応については、状況によっては、臨時休業が解除されるまでの間に、県教育長が対応方針（履修認定等を含む。）を決定する場合もある。

Q 1 7 緊急事態宣言対象区域等への出張等について

※緊急事態宣言対象区域等：緊急事態宣言対象区域及びまん延防止等重点措置対象区域

A 1 7

（１）県外への出張について

緊急事態宣言対象区域等への出張は、緊急・やむを得ない場合を除き実施しないこと。また、緊急事態宣言対象区域等以外への出張については、不急の出張はできるだけ見合わせるとともに、出張が必要な場合にあっては、移動先の感染状況等を踏まえ可否を判断すること。

（２）県内における出張・会議等について

感染症患者の発生状況に応じ、書面やオンライン会議等により代替するなど柔軟に対応することとし、参集による会議等を開催する場合にあっては 密閉、密集、近距離での会話等による密接の「３つの条件が同時に重なる状況」を避けるとともに、それぞれの「密」についても低減を図ること。

(3) 私事による県外への移動について

緊急事態宣言対象区域等への不要不急の移動を自粛するとともに、緊急事態宣言対象区域等以外への移動についても移動先の感染状況等を踏まえ、慎重に判断すること。

(4) 緊急事態宣言対象区域等へ出張等をした後の職員の服務等について

緊急事態宣言対象区域等へ出張等をした後、2週間程度の教職員の勤務等については、児童生徒等への新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全の対策を講じること。

(5) 教職員の同居家族に緊急事態宣言対象区域等からの移動者がいる場合

教職員の同居家族に緊急事態宣言対象区域等からの移動者がいる場合は、家庭内における感染症対策を徹底するとともに教職員自身も健康観察を実施し、感染が疑われる症状がある場合は、自宅にて待機するとともに、「受診・相談センター」に事前に連絡すること。

学校活動中において新型コロナウイルス感染症等が発生した場合等の対応

1 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応 〈訴えのあった幼児・児童・生徒等の一時的隔離〉

◆ 教室等で訴えてきた場合

感染をできるだけ防止するために、他の幼児・児童・生徒等と接触させないように、訴えのあった幼児・児童・生徒等をその時点で使用していない教室等へ連れて行き、保護者に連絡するなどして安全に帰宅させ、自宅療養させる。

◆ 保健室へ訴えてきた場合

感染症対応のため、あらかじめ別室を確保しておくこと。訴えのあった幼児・児童・生徒等を別室等へ連れて行き、保護者に連絡するなどして安全に帰宅させ、自宅療養させる。

※活動中に濃厚接触者に特定された旨連絡があった場合は、速やかに別室に待機させ、保護者へ引き渡す。なお、症状のない濃厚接触者の触れたものに対する消毒は特に不要であることから、通常の清掃を行う。

〈感染防止策の実施〉

◆ 学校での感染をできる限り防止するために、幼児・児童・生徒等にマスクを着用させる。訴えのあった幼児・児童・生徒等へ直接対応する養護教諭や担任等もマスク・ゴーグル等を着用する。

◆ 訴えのあった幼児・児童・生徒等が使用したティッシュペーパー等は蓋付きのゴミ箱（ない場合はビニール袋に入れてゴミ箱）に捨てるよう指導する。

〈症状確認〉

◆ 体温や呼吸器症状、その他の身体症状を観察する。家族の健康状態等についても確認する。

* その後は、連絡フローに従い、保護者や管轄保健所の受診・相談センターへ連絡する。同センターから要請があった場合には、当該幼児・児童・生徒等の病院への搬送、接触者の健康調査、消毒等に協力する。

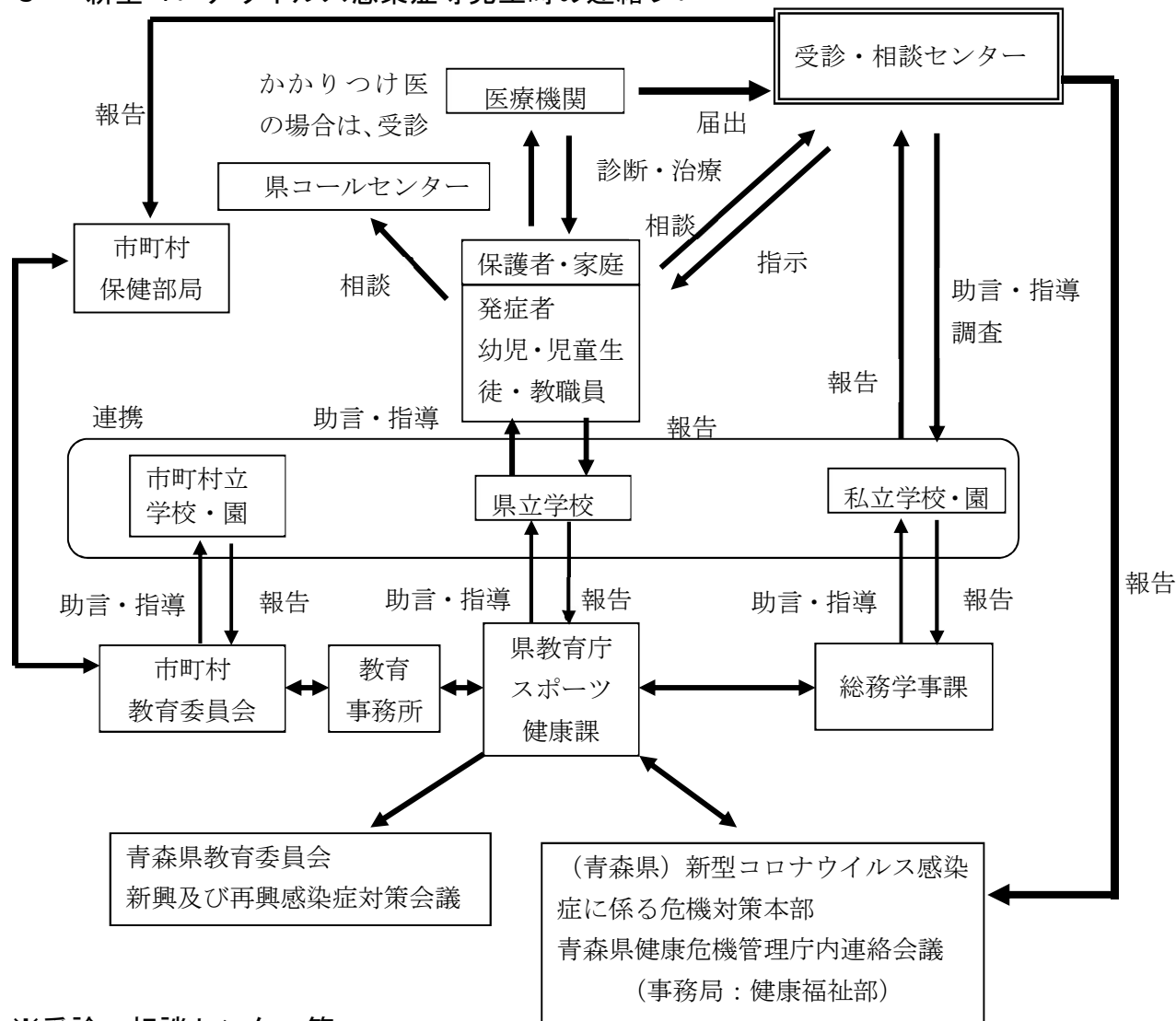
2 幼児・児童・生徒等の在校時間中に臨時休業の通知が出された場合の対応

◆ 幼児・児童・生徒等の年齢に応じた感染予防指導を行い、マスクを着用させ帰宅させる。

◆ 保護者宛ての文書を配布する。

◆ 幼児・児童・生徒等の状況により保護者へ連絡し迎えを依頼する。

3 新型コロナウイルス感染症等発生時の連絡フロー



※受診・相談センター等

保健所	電話番号	管轄市町村
東地方保健所	017-739-5421	平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町
弘前保健所	0172-33-8521	弘前市 黒石市 平川市 西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町
三戸地方保健所	0178-27-5111	三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村 おいらせ町
五所川原保健所	0173-34-2108	五所川原市 つがる市 鯉ヶ沢町 深浦町 鶴田町 中泊町
上十三保健所	0176-22-3510	十和田市 三沢市 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村
むつ保健所	0175-31-1891	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村
青森市保健所	017-765-5280	青森市
八戸市保健所	0178-38-0729	八戸市
県コールセンター	0120-123-801	全県 (24 時間対応 土日・祝日含む)

校舎内の清掃・消毒について

◇全体的な留意点

- ・清掃時は、鼻や口等を触れることによる感染リスクを低くするため、必ずマスクを着用する。一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保つことが推奨されています。
- ・清掃終了後には、必ず石けんによる手洗いを行う。
- ・アルコール消毒は、必ずしも必要ではない。（石けんと流水による手洗いを2回行うことで、ウイルスの残存率は、かなり低くなると言われており、アルコール消毒と同等の除菌効果が認められているため）
- ・次亜塩素酸ナトリウムによる清拭は、可能な限りグローブ・ゴーグル（メガネ等、目を保護できるもの）等を着用し、換気を十分に行った上で、教職員が行う。
- ・塩化ベンゼンコニウム製剤（0.05%以上）については、次亜塩素酸ナトリウム製品と比較して取り扱いやすく、ある程度の効果（不活化）があるとされております。
- ・消毒剤の選択については、地域の感染状況を踏まえ行うこととなりますので、学校薬剤師等と十分に相談の上、実施してください。
- ・ゴミの捨て方について、鼻水・唾液等が付着したものを捨てるときは、ビニール袋に入れる、紙に包んで捨てるなど、他者がウイルスに触れないよう配慮して捨てるよう指導する。
- ・消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは推奨されていないため行わない。また、過度な消毒とならないよう、十分に配慮する。

◇清掃の留意点

教室・廊下

- ・ほうき、モップによる清掃を行う（舞い上がったウイルスを吸い込むおそれがあるため、床面に近くなる雑巾がけは行わない。）。
- ・ゴミ捨ての生徒など、汚染されてる可能性のあるものに触れる可能性がある場合は、可能な限りゴム手袋等（使い捨てでなくても可）を着用させる。

トイレ・洗面所

- ・COVID-19に効果のある界面活性剤入りの洗剤等を使用し、床等、通常通りの清掃を行う（地域の感染レベルが特段悪化していない場合は、児童生徒が行っても問題はない。）。
- ・拭き掃除についても上記洗剤等を使用し、汚染リスクが低い順（水道→トイレトーパーホルダー→便座のフタ→スイッチ類→便座の順）に行う。
- ・トイレトーパーの三角折りは行わない。

職員室

- ・鼻水・唾液等が付着したものを捨てるときは、ビニール袋や紙袋など、ゴミ捨ての生徒が触れないよう配慮して捨てるようにし、ゴミ捨ての生徒には、可能な限りゴム手袋等を着用させる。

◇具体的な消毒方法

消毒液 次亜塩素酸ナトリウム 0.05%、アルコール（70%）、エタノール（60%）（*1）による清拭
塩化ベンゼルコニウム 0.05%で1分間以上反応させた後（*2）、清拭

有効塩素濃度 80ppm 以上の次亜塩素酸水（*3）による清拭（十分な量で濡らす）

物の表面の消毒には、家庭用洗剤（有効性が認められた界面活剤を含む物）の使用可能

*1 アルコール・エタノールは濃度が薄まるため、乾燥している面に使用すること。

*2 消毒液を塗布し、キムタオル等で覆い1分間以上放置した後拭き取ること。

なお、放置している際、児童生徒が誤って触れることがないようにキムタオル等で覆うこと。

*3 一定濃度以上の「次亜塩素酸水」が新型コロナウイルスの量を減少させることが独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）にて確認されました。

教室・廊下

- 共用部分（出入口のドア、ドアノブ、照明のスイッチ、教卓等）は、1日1回程度、消毒液を染みこませたペーパータオル（キムタオルやキッチンペーパー等）や布で拭き取りを行うこと。
- 個人の机・イス等は基本的に不要（有症状者の使用した物品に関しては、上記共用部分と同様に行う。また、共用は避けることとする。）
- 地域において感染ルートが明らかではない感染者が報告されている場合は、共用する教室においては、使用者が変わる度に、手が触れる机上・イスの背もたれ等、消毒液を染みこませたペーパータオル等で拭き取りを行うこと。（注：消毒が難しい場合は、感染者がでた際、感染のルートが明らかになるよう、予め座席を指定しておくこと。）

トイレ・洗面所

- 共用部分（水道の蛇口、出入口のドア等）は、1日1回程度、消毒液を染みこませたペーパータオル等で拭き取りを行うこと。

職員室

- コピー機やパソコン等は、消毒することができないので、OA機器用のウェットシート等で拭くなどし、使用後には手を洗うようにする。コピー機等は、個々でタッチペンを使用すること等、感染リスクが低くなるよう対応する。
- 電話器については、1日1～2回程度、消毒液を染みこませたペーパータオル等で拭き取りを行うこと。

上記内容は、現在の知見の下での対応となります。地域における感染状況や新たな知見によって対応が変わる場合があることを申し添えます。

なお、学校医・学校薬剤師等へ衛生管理マニュアルなどで情報共有するとともに、消毒や換気方法については、児童生徒の発達段階等といった学校の実情を考慮し、学校薬剤師と十分相談の上、適切に対応するようお願いいたします。

【別紙 2】 新型コロナウイルス感染症に係る登校の取り扱い

場合	本人への措置	学校での措置	
		登校の可否	消毒
本人が PCR 検査（＋）	出席停止（登校・勤務できません） （ <u>10 日間程度</u> の療養を行うため登校・勤務できません）	×	要
本人が抗原検査（＋） ※PCR 検査による確定診断を行う	PCR 検査結果が判明する、又は <u>保健所から陽性認定されるまで出席停止（登校・勤務できません）</u> 。 <u>陽性認定後は、保健所の指示する期間、自宅待機→出席停止（登校・勤務できません）</u>	×	△
同居する家族が PCR 検査（＋） ※同居している生徒・教職員は、 濃厚接触者 と特定される	PCR 検査を実施し、陰性であっても <u>保健所の指示する期間</u> 、自宅待機→ 出席停止 （登校・勤務できません）	×	不要
同居する家族が陽性判明者の濃厚接触者に特定され検査中又は、健康観察期間中である。 ※同居している生徒・教職員は、 濃厚接触者の接触者	同居する児童生徒・教職員は、登校しても構いません。 一緒に食事を摂らない等、家庭において感染症対策を徹底してください。 （ただし、本人、保護者から心配である旨、申し出があった場合、又は、保健所から自粛要請があった場合は、出席停止とする）	○ ※出席停止とすることもできる。	不要
発熱、のどの痛み・咳、鼻水、味覚・嗅覚障害等、いつもと異なる症状	出席停止 （登校・勤務できません） 軽症の場合は、1 日程度自宅にて療養する。 回復しない場合は、かかりつけ医又は県コールセンターに連絡し指示を仰ぐ。	×	不要
同居する家族が、発熱、のどの痛み・咳、鼻水、味覚・嗅覚障害等、いつもと異なる症状	地域の感染状況が悪化している（県のレベル 2～4 の地域の）場合は、 出席停止 （登校・勤務できません） なお、地域の感染状況が悪化していない（レベル 0、1 の地域の）場合は、有症状の家族等が、 医療機関等を受診し感染症の疑いがないと診断された場合は 、登校・勤務しても差し支えない。	×	※登校・勤務することもできる。

【別紙 3】 学校等欠席者・感染症情報システムへの入力について

「新型コロナウイルス感染症関連の疾患登録について」

児童生徒の状況	システムへの 入力項目	県教委へ報告
児童生徒自身に発熱等の症状があつて自宅で休養しており、学校では出席停止扱いにする場合	「発熱等による」	×（不要）
新型コロナウイルスのワクチン接種時に副反応（発熱、倦怠感）が出た場合	「発熱等による」	×（不要）
同居している家族等に発熱等のかぜ症状があり児童生徒が自宅で休養している場合	「家族等のかぜ症状による」	×（不要）
児童生徒が濃厚接触者に特定され出席停止となった場合 ----- （保健所による積極的疫学調査が行われない場合） 児童生徒が接触者に特定され出席停止となった場合	「（新型コロナウイルス感染症）濃厚接触者」	△ （※1）
児童生徒が新型コロナウイルス感染症と確定した場合（陽性認定を含む）	「新型コロナウイルス感染症」	○
新型コロナウイルスのワクチン接種の為欠席する場合	[事故欠・忌引等入力] 画面の「その他」	×
保護者が不安で休ませている場合	[事故欠・忌引等入力] 画面の「その他」	×

※1 県立学校においては、下記の①又は②いずれかの場合はスポーツ健康課への一報及び資料の提出を行う。

- ①同居家族等の濃厚接触者・接触者に特定され、発症した、又は有症状の場合
- ②同居者以外の濃厚接触者・接触者（無症状・未発症含む）となった場合

（注）「（新型コロナウイルス感染症）教育委員会または主管課の指示による」

⇒管轄機関の指示等により感染者は発生していないが、積極的な臨時休業の場合に選択